

○埼玉県浦和競馬組合の財務規則

平成13年5月1日
規則第8号

改正 平成14年4月 1日規則第2号、平成19年3月13日規則第5号、
平成21年3月24日規則第3号、平成22年3月26日規則第3号
平成25年3月25日規則第5号、平成28年3月28日規則第1号
令和 2年6月30日規則第7号、令和 3年2月18日規則第1号
令和 3年5月 1日規則第4号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 予算
 - 第1節 予算編成（第3条－第6条）
 - 第2節 予算の執行（第8条－第19条）
- 第3章 収入及び支出
 - 第1節 収入（第20条－第32条）
 - 第2節 支出（第33条－第54条）
 - 第3節 振替（第55条・第56条）
- 第4章 決算（第57条－第59条）
- 第5章 契約
 - 第1節 通則（第60条－第75条）
 - 第2節 一般競争入札（第76条－第85条）
 - 第3節 指名競争入札（第86条－第88条）
 - 第4節 随意契約（第89条－第91条）
 - 第5節 単価契約（第92条・第93条）
 - 第6節 長期継続契約（第93条の2）
- 第6章 現金及び有価証券
 - 第1節 歳計現金（第94条－第97条）
 - 第2節 一時借入金（第98条－第102条）
 - 第3節 歳入歳出外現金（第103条－第115条）
 - 第4節 指定金融機関（第116条－第125条）
- 第7章 財産
 - 第1節 公有財産
 - 第1款 通則（第126条・第127条）
 - 第2款 取得（第128条－第131条）
 - 第3款 管理（第132条－第142条）
 - 第4款 処分（第143条－第145条）
 - 第5款 雑則（第146条・第147条）
 - 第2節 物品
 - 第1款 通則（第148条－第150条）
 - 第2款 取得（第151条－第154条）

第3款 管理（第155条—第167条）

第4款 処分（第168条—第169条の2）

第3節 債権（第170条—第178条）

第4節 基金（第179条・第180条）

第8章 会計職員（第181条—第187条）

第9章 職員の賠償責任（第188条・第189条）

第10章 検査（第190条—第194条）

第11章 帳簿（第195条—第199条）

第12章 補則（第200条—第206条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）の規定に基づき、法令、条例及び他の規則に定めるもののほか、組合の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則等の遵守）

第2条 財務事務を担当する職員は、この規則並びに法令、条例及び他の規則の定めるところに従い、適正かつ能率的な事務処理に努めなければならない。

第2章 予算

第1節 予算の編成

（予算編成）

第3条 事務局長は、管理者の命を受けて翌年度の予算編成方針を定め、予算の編成を行うものとする。

2 前項の規定は、補正予算の編成について準用する。

（歳入歳出予算の款項の区分及び目節の区分）

第4条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、毎会計年度の歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書の定めるところによる。

2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。

（予算の決定）

第5条 事務局長は、第3条の規定により予算の編成を行ったときは管理者の決定を受けなければならない。

（議会提出の手続き）

第6条 事務局長は、前条の規定による管理者の決定を受けたときは、これを整理して予算案等を作成し、管理者の決裁を受け、議会に提出する手続をとらなければならない。

（専決処分）

第7条 事務局長は、財務に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第179条第1項又は法第180条第1項の規定による処分を必要とする事件が生じたときは、専決処分に関する書類を作成し、前2条の例により処理しなければならない。

第2節 予算の執行

(歳入に係る合議)

第8条 歳入のうち寄附金に係る伺書は、会計課長を経て会計管理者に合議しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、緊急を要するもの又は定例軽易なものについては、会計課長に合議することにより会計管理者への合議を省略することができる。

(執行伺)

第9条 次に掲げる行為をしようとするときは、別表第1に定める区分に従い、決裁を受け、総務課長に合議しなければならない。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する建設工事の起工(非常災害時に行う応急の工事を除く。)

(2) 建設工事に係る設計、調査、測量若しくは監理の委託又は施設の維持管理の委託

(3) 公有財産の買入れ

(4) 重要、異例その他特殊な予算の執行

2 前項の執行伺には、所属年度、金額、予算科目及び財源の種別並びに特定財源にあつては当該収入の状況その他必要と認められる事項を記載し、かつ、必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

3 第1項第1号の建設工事の起工に係る伺書には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する事項のほか、第1号に掲げる事項を記載し、かつ、第2号に掲げる書類(イ及びロに掲げる書類は、請負工事の場合に限る。)を添付しなければならない。

(1)

イ 工事名

ロ 工事箇所

ハ 執行方法

ニ 根拠法令

ホ 工事の予算額及び実施設計額

ヘ 支払予定時期

ト 前金払をしようとするときは、その理由及び前金払の率

チ 入札保証金を徴する場合は、その率

(2)

イ 一般競争入札執行公告案(指名競争入札の場合は、請負人選定案及び入札通知案)

ロ 契約書案(契約を変更する場合は、変更契約書案)

ハ 設計書

ニ その他必要と認められる参考資料

4 第1項第3号の公有財産の買入れに係る伺書には、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する事項のほか、第1号に掲げる事項を記載し、かつ、第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)

イ 目的

ロ 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び

床面積、その他の公有財産については種類、数量等

- ハ 予定価格及び単価
- ニ 価格算定の根拠（評価調書）
- ホ 契約の相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
- ヘ 代金支払の方法及び時期
- ト 代金の支払について第131条ただし書の規定を適用するときは、その理由
- チ 第128条の規定に係る調査及び措置事項並びにこれらに要する経費

(2)

- イ 契約書案
- ロ 関係図面
- ハ 登記の謄本
- ニ その他必要と認められる参考資料

（支出負担行為）

第10条 支出負担行為をしようとするときは、別表第2に定める区分に従い、支出負担行為決議書又は支出負担行為兼支出決定書により、合議をし、及び決裁を受けなければならない。

- 2 前項の支出負担行為決議書又は支出負担行為兼支出決定書には、所属年度、金額、予算科目、予算差引その他必要と認められる事項を記載し、かつ、必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

（支出負担行為の制限）

第11条 財源の全部又は一部を寄附金その他特定収入に求める事業に係る支出負担行為は、当該収入が確定した後でなければこれを行うことができない。

- 2 特定収入が予算に比して減少したときは、当該減少した部分に相当する歳出予算について、支出負担行為をしてはならない。
- 3 前2項の規定は、緊急に実施を要する事業又は特に重要な事業で事務局長が承認したものについては、適用しない。

（支出負担行為として整理する時期等）

第12条 支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の範囲は、別表第3に定める区分による。

- 2 前項の別表第3に定める経費に係る支出負担行為であっても別表第4に定める経費に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第4に定める区分による。

（歳出の予算流用制限）

第13条 歳出予算の経費の金額は、実質的な予算本来の目的に反するような流用を行ってはならない。

- 2 予備費を充当した費目については、他の費目に流用することができない。

（予算の流用）

第14条 予算の執行上歳出予算の経費の金額について流用を必要とするときは、予算流用票を作成し、流用理由を記載した説明書を添えて、総務課長に合議の上、事務局長の決裁を受けなければならない。

(予備費)

第15条 総務課長は、予算外の支出又は予算超過の支出を必要とするときは、予備費充当票を作成し、事務局長の決裁を受けなければならない。

(会計管理者に対する予算の通知)

第16条 事務局長は、予算が成立したとき、予備費を充当したとき、又は歳出予算の流用をしたときは、直ちにその旨を会計管理者に通知しなければならない。

(執行状況調査等)

第17条 総務課長は、予算の執行に適正を期するため、必要に応じ、収入及び支出実績若しくは見込みについて報告を徴し、又は予算の執行状況を実地において調査することができる。

(繰越し)

第18条 事務局長は、予算に定められた継続費若しくは繰越明許費について翌年度に繰越し又は歳出予算について事故繰越しをする必要があると認めるときは、当該会計年度内に、会計管理者の合議を経て管理者の決定を受けなければならない。

2 事務局長は、繰越しを決定された経費について、翌年度の5月10日までに継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書を作成し管理者の決裁を受け、直ちにその旨を会計管理者に通知し、かつ、議会に報告の手続をとらなければならない。

(継続費の精算報告)

第19条 事務局長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、翌年度の7月31日までに継続費精算調書を作成し、管理者の決裁を受け、議会に報告の手続をとらなければならない。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

(徴収の権限の委任)

第20条 課長又は野田管理事務所長（以下「所長」という。）に対し、歳入の徴収の権限を委任する。

(歳入の調定)

第21条 歳入の調定は、前条の規定により歳入の徴収の権限の委任を受けた者（以下「歳入徴収権者」という。）が調定票に決裁することにより行う。

(返納金の調定)

第22条 歳入徴収権者は、歳出の返納金を歳入に組み入れる場合において、当該経費につき返納通知書兼領収書を発しているときは、当該年度の歳出の金額に戻入をすることができる期間満了の日の翌日をもって調定しなければならない。この場合において既に発した払込書兼領収書による通知は、納入通知書兼領収書による納入の通知とみなす。

(調定の変更等)

第23条 歳入徴収権者は、調定をした後において、当該調定をした金額につき、法令・条例・規則等の改廃又は調定もれその他の理由により変更しなければならないときは、直ちにその変更の理由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調定しなければならない。ただし、調定をした後において、分割納付の特約又は処分をした場合においては、調定を変更しないものとする。

2 歳入徴収権者は、納入者が誤って納入義務のない現金を納付し、又は調定済額をこえた金額を納付した場合においては、その納付した金額について調定外誤納として調定しなければならない。

(調定の通知)

第24条 歳入徴収権者は、歳入の調定をしたときは、速やかにその旨を会計管理者に通知しなければならない。ただし、延滞金、違約金、その他現金受領後に調定を行うものであっては、この限りではない。

(納期限の指定)

第25条 歳入徴収権者は、別に納期限が定められているものを除き、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第154条第2項の規定による納入の通知をする場合においては、当該通知をする日から起算して15日以内において適宜の納期限を定めるものとする。

(調定が超過した場合の納入の通知の変更)

第26条 第23条第1項の規定により減少額に相当する金額について調定をした歳入で、すでに納入の通知をし、かつ、収納済みとなっていないものについては、直ちに納入者に対し、当該納入の通知をした金額が当該調定後の納付すべき金額を超過している旨及び正当金額を通知しなければならない。この場合において、当該納入の通知が納入通知書兼領収書によりされているときは、当該正当金額の通知は、納入通知書兼領収書により行うものとする。

(納入通知書兼領収書の再発行)

第27条 歳入徴収権者は、納入者から納入通知書兼領収書を亡失し、き損し、又は汚損した旨の申出があったときは、直ちに当該納入通知書兼領収書に記載されていた事項及び再発行である旨を記載した納入通知書兼領収書を当該納入者に交付しなければならない。

(現金又は証券領収)

第28条 会計管理者、出納員又は分任出納員は、納入通知書兼領収書、返納通知書兼領収書又は督促状兼領収書による納付以外の納付については、現金又は証券を収納することができる。

2 会計管理者、出納員又は分任出納員は、前項の規定により現金又は証券を収納したときは、領収書を納入者に交付しなければならない。ただし、勝馬投票券発売収入、入場料収入その他会計管理者が指定した収入については、領収書を交付しないものとする。

3 第1項の規定により現金又は証券を収納したときは、速やかに現金(証券)出納簿に必要な事項を記載しなければならない。ただし、収納した現金又は証券を即日指定金融機関に払い込む場合で、会計管理者が認めたときは、この限りでない。

4 会計管理者、出納員又は分任出納員は、収納した現金又は証券を納入通知書兼領収書によって即日又は翌日指定金融機関に払い込まなければならない。

(収入済みの通知)

第29条 会計管理者は、指定金融機関から収納済みの通知を受けたときは、直ちに歳入徴収権者に報告しなければならない。

(収入未済の繰越し)

第30条 歳入徴収権者は、調定をした歳入(当該年度に繰り越されたものを除く。)

で、翌年度の5月31日までに収納済みとならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は、6月1日をもって当該翌年度の調定額に繰り越すものとする。

- 2 歳入徴収権者は、当該年度に繰り越された歳入で、当該年度内に収納済みとならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は、翌年度の4月1日をもって当該翌年度の調定額に繰り越すものとする。

（歳入の更正）

第31条 歳入徴収権者は、歳入の所属年度、会計、科目又は所管課所について誤りを発見した場合は、速やかに更正通知書を会計管理者に送付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、収入支出の相互間について誤りを発見した場合においては、振替の例により手続をしなければならない。
- 3 会計管理者は、第1項の規定により、更正通知書の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、指定金融機関に通知するものとする。

（誤払い金等の徴収の権限の委任等）

第32条 歳出の誤払い及び過渡しとなった金額又は資金前渡若しくは概算払をした場合の精算残金の徴収の権限を課長又は所長に委任する。

- 2 歳出の誤払い若しくは過渡しとなった金額又は第45条の規定による戻入金に係る戻入の決定は、課長又は所長が戻入票に決裁することにより行う。
- 3 概算払をした場合に係る戻入の決定は、課長又は所長が精算票に決裁することにより行う。
- 4 資金前渡をした場合に係る戻入（第45条の規定による戻入を除く。）にあっては、課長又は所長が精算票に決裁することにより戻入の決定があったものとみなす。
- 5 課長又は所長は、第2項又は第3項の規定により戻入の決定をしたときは、その旨を返納通知書兼領収書により、戻入させようとするものに通知しなければならない。
- 6 課長又は所長は、戻入の決定をしたときは、速やかに会計管理者に通知しなければならない。

第2節 支出

（支出命令の権限の委任）

第33条 次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる支出の命令の権限を委任する。

- (1) 事務局長 特に重要又は異例の事案に係る経費の支出
- (2) 課長又は所長 前号に掲げるもの以外の支出

（支出命令）

第34条 前条の規定により支出の命令の権限の委任を受けた者（以下「支出命令権者」という。）は、当該支出について次の各号に掲げる事項を確認したうえでなければこれを命令してはならない。

- (1) 予算の目的に違反していないこと。
- (2) 所属年度、支出科目、金額及び債権者に誤りが無いこと。
- (3) 予算額を超過していないこと。
- (4) その他財務に関する規定に違反していないこと。

- 2 支出の命令は、支出負担行為決議書により支出負担行為をしたものについては支

出決定書により、その他のものについては支出負担行為兼支出決定書、精算票又は戻出決定書によるものとし、これらの書類（以下「支出決定書等」という。）には、請求書並びに契約書、決定通知書、通達等の写しその他支出を必要とすることを証明する書類を添付するものとする。ただし、経費の性質上請求書により難しいもの又は管理者が請求書を要しないと認めるものにあつては、請求書の添付を要しない。

3 法第234条の2第1項の規定による検査を完了した契約に係る支出決定書等には、検査調書を添付しなければならない。ただし、第74条の規定により検査調書の作成を省略したときは、この限りでない。

（債務確定の実地調査）

第35条 会計管理者は、支出の適正を期するため、法第232条の4第2項の規定により、当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認するため必要があると認めるときは、実地調査をすることができる。

（直接払）

第36条 会計管理者は、債権者に直接支払をしようとするときは、法第232条の6第1項の規定による小切手を振り出すとともに、当該債権者から領収書を徴さなければならない。

2 会計管理者は、その振り出す小切手に、支払金額、支払場所、振出年月日、振出地、会計年度、会計名及び番号を記載するとともに、持参人払式のものであることを明記しなければならない。ただし、受取人が資金前渡担当者である場合又は債権者から申出があつた場合は、記名式としなければならない。

（口座振替払）

第37条 会計管理者は、口座振替の方法による支払をしようとするときは、口座振替案内書（電磁的記録媒体等により口座振替の方法による支払の通知をする場合にあつては、当該電磁的記録媒体等をいう。以下この規則において同じ。）及び支払集計票兼支払依頼書を指定金融機関に送付するとともに、必要があると認められるときは、口座振込通知書を債権者に送付するものとする。

（控除の場合の手續）

第38条 会計管理者は、前2条の規定により小切手を振り出すときは、支出命令に係る額から所得税法（昭和22年法律第22号）その他法令で定めるところにより支払の際に控除を要する金額（共済組合及び互助会の掛金等の金額を除く。）を差し引いた額を券面金額としなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により控除したもののうち組合が収入するものにあつてはその収入科目を受入科目とする公金振替書を、その他のものにあつては歳入歳出外現金を受入科目とする公金振替書を、それぞれ指定金融機関に送付しなければならない。

第39条 削除

（資金前渡）

第40条 政令第161条第1項第17号に規定する規則で定める経費は、次のとおりとする。

- (1) 事務所等において常時必要とする経費
- (2) 式典、講演会、委員会その他の会合の場所において支払を必要とする経費
- (3) 即時支払をしなければ購入し、利用し、又は使用することができないものの

購入等に要する経費

- (4) 交際費
- (5) 供託金
- (6) 自動車損害賠償責任保険料
- (7) 賠償金
- (8) 児童手当
- (9) 電気、水道及びガスの料金、下水道使用料、日本放送協会に対し支払う受信料並びに電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）に関する料金（第44条において「電気料金等」という。）

（資金前渡担当者の指定）

第41条 支出命令権者は、資金の前渡をしようとするときは資金の前渡を受ける者（以下「資金前渡担当者」という。）を定めなければならない。

（前渡する資金の限度）

第42条 前渡する資金の限度は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常時支払を必要とする経費については、1箇月分（交際費にあつては3箇月分）以内の予定経費
- (2) 随時又は定期に支払を必要とする経費については、所要の経費
- (3) 外国において支払をする経費については、事務の必要によって3箇月分以内の予定経費

（前渡資金の取扱い）

第43条 資金前渡担当者は、前渡を受けた資金を、直ちに支払う場合その他預金して保管することが適当でない場合を除いては、指定金融機関又は確実な金融機関に預金しなければならない。

2 資金前渡担当者は、現金出納簿を備え、出納のつど整理しなければならない。ただし、直ちに支払を完了した場合は、この限りでない。

3 資金前渡担当者は、第1項本文の規定による預金から生じた利子は、すみやかに納入通知書兼領収書によって、指定金融機関に払い込みをしなければならない。

（前渡資金の精算）

第44条 資金前渡担当者は、前渡を受けた資金について、精算票を作成し、債権者の領収書（支払を証明する書類を含む。以下この項において同じ。）を添付して、支出命令権者の確認を受け、次に掲げる日までに、会計管理者に送付しなければならない。ただし、給与、児童手当及び交際費については、債権者の領収書の添付を省略することができる。

- (1) 第42条第1号の経費については、翌月5日まで
- (2) 第42条第2号の経費については、支払の完了後（出張により支払をする経費については、帰庁後）5日まで
- (3) 前号の規定にかかわらず、社会保険料、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料並びに電気料金等については、領収書の受領後5日まで
- (4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、給与については、支払の完了後5日

まで

(5) 第42条第3号の経費については、帰庁後5日まで

- 2 前渡を受けた資金の精算で残金がない場合は、前項の規定にかかわらず、精算票の作成を省略することができる。この場合において、資金前渡担当者は、支払を証明する書類に支出命令権者の確認を受けなければならない。
- 3 資金前渡担当者は、精算による残金を、払込書兼領収書によって直ちに支出した科目に戻入しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第42条第1号の経費に係る精算による残金は、翌月（交際費にあっては、翌四半期）に繰越しすることができる。ただし、年度終了の月にあつては、この限りでない。
- 5 資金前渡担当者は、前渡を受けた資金の精算をした後でなければ、次の資金の前渡を受けてはならない。ただし、第42条第1号の経費に係る場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

（前渡資金精算の更正等）

第45条 会計管理者は、前条第1項の精算票の送付を受けたときは、これを調査し、その結果前渡した資金の用途がその交付の目的に相違すると認めるときは、精算の更正又は戻入その他必要な措置を支出命令権者に要求しなければならない。

（概算払）

第46条 政令第162条第6号に規定する規則で定める経費は、次のとおりとする。

- (1) 保険料
- (2) 委託費
- (3) 賠償金

2 旅費の概算払は、宿泊を要する旅行、県内旅行以外の旅行で行程200キロメートル以上の旅行又は十日以上継続する旅行以外の旅行については、これを行うことができない。

（概算払の精算）

第47条 支出命令権者は、概算払をした経費について、当該経費に係る事務の終了後5日以内に、精算票を作成し、会計管理者に送付しなければならない。ただし、追給又は返納を要しない場合は、精算票の送付を要しない。

- 2 旅費の概算払に係る精算であつて、追給又は返納を要しないものは、前項の規定にかかわらず、精算票の作成を要しない。
- 3 旅費の概算払を受けた者は、その精算をした後でなければ、次の概算払を請求してはならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（前金払）

第48条 政令第163条第8号に規定する規則で定める経費は、保険料とする。

2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される場合に相当する額に限る。）、動力費、支払

運賃、修繕費、仮設費、及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、これらの経費の4割）を超えない範囲内において前金払をすることができる。

3 公共工事に要する費用のうち工事一件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、前項の範囲内で既にした前払金に追加して、当該経費の二割を超えない範囲内において前金払をすることができる。

(1) 工期の二分の一を経過していること。

(2) 工期表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

4 支出命令権者は、前二項の前金払を受けようとする請負者があるときは、請求書に保証事業会社の保証証書を添えて提出させなければならない。

5 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなった場合における営業補償費その他の補償費（当該家屋又は物件の移転料を除く。）については、当該経費の7割を超えない範囲内において前金払をすることができる。

（部分払）

第49条 支出命令権者は、物件の購入契約に係る既納部分又は工事若しくは、製造その他についての請負契約に係る既成部分につき、完納又は完成前に契約金額の一部を支払う必要があるときは、物件の既納部分についてはこれに相当する代価の全額、製造、修繕又は工事の既成部分についてはこれに相当する代価の10分の9以内の額を、それぞれ支払うことができる。ただし、性質により可分の製造、修繕又は工事の完成部分については、これに相当する代価の全額まで支払うことができる。

2 前金払に係る部分払の額は、前払金に既納部分又は既成部分に相当する代価の契約金額に対する割合を乗じて得た額を、前項の規定による部分払いの額から差し引いた額とする。

3 部分払の支払回数は、次の各号の定める回数の範囲内において行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(1) 契約金額が500万円未満の場合 1回

(2) 契約金額が500万円以上1,000万円以下の場合 2回

(3) 契約金額が1,000万円をこえる場合 1,000万円を超える金額につき1,000万円までの金額を増すごとに前号の回数に1を加えた回数

（繰替払）

第50条 出納員又は分任出納員は、繰替払をしたときは、公金振替通知書に係る書類を添え、直ちに課長又は所長に提出しなければならない。

2 課長又は所長は、前項の公金振替通知書の提出を受けたときは、第56条の規定による振替の手續をしなければならない。

（支出の更正）

第51条 支出の所属年度、科目等について誤りを発見した場合は、歳入の更正の手

続の例に準じて行うものとする。

(送金案内書等の訂正)

第52条 会計管理者は、口座振替案内書又は送金案内書の金額以外の記載事項に誤りがあったときは指定金融機関に、口座振込通知書又は送金通知書の金額以外の記載事項に誤りを発見したときは債権者に、それぞれ直ちにその旨を通知しなければならない。ただし、会計管理者が別に定めるものについては、この限りでない。

2 会計管理者は、口座振替案内書、送金案内書、口座振込通知書又は送金通知書の金額に誤りがあったときは、債権者が現金受領前にあっては債権者から送金通知書の回収等の措置を行うとともに、指定金融機関に送金取消等の手続を行うものとし、現金受領後にあってはその金額と正当な金額との差額について支払又は返納の措置を事務局長に要求しなければならない。

3 会計管理者は、小切手の金額以外の記載事項に誤りを発見したときは小切手訂正通知書を指定金融機関に送付し、小切手の金額に誤りがあったときはその金額と正当な金額との差額について支払又は返納の手続をとらなければならない。

(小切手等の再発行)

第53条 会計管理者は、小切手又は送金通知書を亡失し、又は毀損した者からその再発行の申出があるときは、再発行請求書に指定金融機関の未払である旨の証明を受け、これを提出しなければならない。小切手の場合にあっては、併せて除権決定の謄本を添付し提出させなければならない。

2 会計管理者は、前項の請求書を受けたときは、事実を調査したうえ、再発行の手続をとらなければならない。この場合において、小切手にあっては小切手及び小切手振出済通知書の余白に「年月日小切手記号第 号分再発行」と、送金通知書にあってはその余白に「 年 月 日再発行」と記載しなければならない。

(誤納金又は過納金の取扱い)

第54条 誤納又は過納となった収入金がある場合は、これを納入者に還付する。ただし、納入者の未納に係る収入金がある場合は、これに充当するものとする。

2 誤納又は過納の収入金を充当する場合においては、振替の例により手続をしなければならない。

3 過誤又は過納の収入金を還付し、又は充当する場合において、当該収入金が現年度に係るものである場合は、戻出決定書によるものとする。

第3節 振替

(振替の範囲)

第55条 次に掲げる事項は、振替によって整理しなければならない。

- (1) 会計相互間又は会計内の収入支出
- (2) 歳計剰余金の繰越し
- (3) 歳入歳出外現金と会計間の収入支出
- (4) 基金と会計間の収入支出

(振替手続)

第56条 歳入徴収権者は、振替を行う場合は、振替請求書を支出命令権者に送付しなければならない。この場合において、当該請求をする日から起算して30日以内において適宜の振替期限を定めるものとする。

2 支出命令権者は、前項の振替請求書の送付を受けたときは、支出決定書等に当該

請求書を添えて会計管理者に送付しなければならない。

3 会計管理者は、前項の支出決定書等の送付を受けたときは、公金振替書を指定金融機関に送付しなければならない。

第4章 決算

(決算書の提出)

第57条 会計管理者は、毎年度決算を調整し、政令第166条第2項に定める書類を作成の上、これを翌年度の8月31日までに管理者に提出しなければならない。

(収納金・支払金異動報告書の提出)

第58条 指定金融機関は、公金の収納及び支払があったときは、収納金・支払金異動報告書を作成し、当日会計管理者に送付しなければならない。

(証拠書類の整理)

第59条 支出負担行為決議書その他の収入又は支払に係る証拠書類は、書類の種類ごとに、日付順に整理し、月単位に仕切紙をそう入して編集しておかなければならない。ただし、証拠書類の枚数が少ない場合は、年度ごとに一括整理することができる。

第5章 契約

第1節 通則

(契約書の作成)

第60条 契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- (1) 契約当事者
- (2) 契約目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払方法
- (7) 前金払をしようとするときは、その旨及び前金払の率又は金額
- (8) 部分払をしようとするときは、その旨並びに部分払の方法及び条件
- (9) 契約違反の場合における損害の賠償、違約金の納付その他の措置
- (10) 危険負担の特約及び保証期間を必要とするときはその内容
- (11) 権利義務の譲渡等の禁止
- (12) 天災その他やむを得ない理由による履行の延長
- (13) 契約の解除等
- (14) 契約の履行の届出(第68条のただし書の場合を除く。)
- (15) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略)

第61条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。この場合において、第1号に該当する場合であって、契約金額が50万円以上の契約をするときは、同条に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書その他これに類する書類を相手方から徴さなければならない。

- (1) 契約金額が100万円未満の契約をするとき。ただし、次のいずれかに該当

するものは除く。

イ 不動産、用益物件又は無体財産権の売買、賃借等の契約

ロ 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約

ハ 業務の委託契約

ニ 法律第234条の3に規定する長期継続契約であつて埼玉県浦和競馬組合の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年条例第1号）で定める契約（以下「条例で定める長期継続契約」という。

- (2) 外国において200万円に相当する額未満の契約をするとき
- (3) 物品売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (4) 官公署（公団を含む。）と契約するとき。
- (5) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これらに類する物品の購入をするとき。
- (6) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- (7) 電気又は都市ガスの供給を受けるとき。
- (8) 電気通信役務の提供を受ける契約をするとき。
- (9) 郵便に関する料金の後納に係る契約をするとき。
- (10) 日本放送協会と放送の受信契約をするとき。

（契約保証金）

第62条 政令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証金の率は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札による契約については、契約金額の100分の10以上
- (2) 指名競争入札による契約又は随意契約については、契約金額の100分の1以上

2 次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第167条の5第1項又は167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（契約保証金に代える担保）

第63条 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項

に規定する管理者が確実と認める担保は、次のとおりとする。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行等（銀行又は管理者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）が振出し若しくは支払保証をした小切手又は銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形
- (3) 銀行等に対する定期預金債権
- (4) 銀行等又は保証事業会社の保証
（担保の価値）

第64条 契約保証金の納付に代えて提供させる担保の価値は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 債券金額
- (2) 政府の保証のある証券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
- (3) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
- (5) 銀行等に対する定期預金債権 当該債券証書に記載された債権金額
- (6) 銀行等又は保証事業会社の保証 その保証する金額
（権利義務の譲渡等の禁止）

第65条 管理者は、契約を締結する場合においては、当該契約に、その承認を得なければ当該契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせないように定めておかなければならない。

（履行の延長）

第66条 管理者は、天災その他やむを得ない理由により契約の履行が期限までに完了しないと認められる場合で、かつ、契約の相手方から履行の延長の申出があったときは、これを認めることができる。

（協議による契約の解除等）

第67条 管理者は、必要があるときは、契約の相手方と協議の上、契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（契約の履行の届出）

第68条 管理者は、工事、製造、物件の納入その他の契約を締結した相手方が当該契約を履行したときは、その旨を速やかに書類により届出させなければならない。ただし、その性質上書面により届出させることが適当でないものについては、この限りではない。

（違約金）

第69条 管理者は、契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、契約金額又は契約金額から既納部分若しくは既済部分に相当する額を控除した額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として徴収する旨（違約金の総額が100円に満たないときは、その額を徴収しない旨）を定めておかなければならない。

(契約の解除)

第70条 管理者は契約を締結する場合においては、当該契約に、その相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができるように定めておかなければならない。

- (1) 契約の締結及び履行に関し不正の行為があったとき。
- (2) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

(解除の場合の既納部分の権利の所属等)

第71条 契約を解除した場合において、物件の購入契約に係る既納部分又は工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分で法律第234条の2第1項に規定する検査に合格したのあるときは、契約の相手方と協議の上、これを組合の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、前金払に係る契約については、同項の代価と前払金額との差額を支払い、又は返納させるものとする。

(監督員等の指定)

第72条 法律第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行う職員及びこれを補助する職員は、当該監督又は検査に係る支出負担行為についての決裁権者（管理者決裁に係るものにあつては、事務局長とする。）が、所属の職員のうちから指定するものとする。ただし、必要があるときは、事務局長、関係の課長又は所長と協議の上、当該所属の職員以外の職員を監督又は検査を行う職員及びこれを補助する職員として、指定することができる。

- 2 前項の決裁権者は、必要があるときは、職員以外の者に同項の監督又は検査を委託することができる。

(検査員の権限及び検査の報告等)

第73条 前条第1項の規定により検査を行う職員として指定を受けた者（次項において「検査員」という。）は、検査を行うときは、必要に応じ、当該契約の相手方及び監督を行った者に対して立会いを求めるものとする。

- 2 検査員は、検査を行ったときは、速やかに、その結果を検査調書により、当該指定をした事務局長・課長又は所長に報告しなければならない。
- 3 事務局長、課長又は所長は、前項の規定による報告又は前条第2項の規定による委託に基づく報告により契約の履行が適正でないとき認めるときは、当該契約の相手方に対し、必要な措置をとるべきことを請求しなければならない。

(検査調書の省略)

第74条 第61条の規定により契約書の作成を省略した契約その他別に定める契約に係る検査については、前条の規定にかかわらず、検査調書の作成を省略することができる。

- 2 前項の規定により検査調書の作成を省略した場合においては、当該契約に係る請求書等に「検査済」の表示をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約については、この限りでない。

- (1) 電気、水、都市ガス又は液化石油ガスの供給契約
- (2) 電気通信役務の提供契約
- (3) 日本放送協会との放送の受信契約

(不正行為等の通知)

第75条 課長又は所長は、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者又はその者を代理人、支配人若しくは入札代理人として使用する者があるときは、直ちに会計管理者並びに関係の課長又は所長に通知しなければならない。

第2節 一般競争入札

(入札の参加排除)

第76条 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その者をその事実があった後3月以上3年以内において管理者が定める期間、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(公告)

第77条 政令第167条の6第1項に規定する公告は、入札期日（入札書の受付期間を定めて行う入札にあっては、当該受付期間の末日。以下同じ。）の10日前までに、新聞 への掲載その他の方法で行うものとする。ただし、急を要する場合においては、入札期日の5日前までとする。

(一般競争入札の入札保証金)

第78条 政令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率又は額は、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の100分の5以上とする。

2 次に掲げる場合には、一般競争入札の入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。

(3) 入札に付する場合において、政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) その他前号に準ずる場合であると、管理者が認めるとき。

3 一般競争入札の入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

(契約保証金に関する規定の準用)

第79条 第63条（第4号を除く。）の規定は一般競争入札の入札保証金に代える担保について、第64条（第6号を除く。）の規定は一般競争入札の入札保証金の納付に代えて提供させる担保の価値について準用する。この場合において第63条中「政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項」とあるのは「政令第167条の7第2項」と読み替えるものとする。

(予定価格)

第80条 一般競争入札に付する場合においては、予定価格を定め、これを封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契

約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、取引価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めなければならない。

(最低制限価額)

第81条 一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設けるときは、前条第2項及び第3項の例によりその価格を定め、封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(入札書等の提出)

第82条 管理者は、一般競争入札に付する場合においては、入札者から封書した入札書及び入札保証金の領収書を指定の日時まで指定の場所に提出させなければならない。

(入札の無効)

第83条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (2) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (3) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (4) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (5) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (6) 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(落札者の決定の失効)

第84条 管理者又はその委任を受けた者は、落札者を決定した場合において、当該決定を落札者に通知した後、落札者に対し、締結する契約の内容を記載した書面を速やかに送付しなければならない。

2 前項の書面が落札者に到達した日から5日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、前項の効力を失う。

(再入札の場合の公告)

第85条 入札者又は落札者がいない場合（前条の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。）において、更に公告して一般競争入札に付しようとするときは、第77条の規定にかかわらず、同条の入札の公告は、入札期日の3日前までとする。

第3節 指名競争入札

(入札者の指名等)

第86条 指名競争入札に付する場合においては、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、政令第167条の12第2項の通知は、入札期日の3日前までに行うものとする。

(指名競争入札の入札保証金)

第87条 政令第167条の13において準用する政令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、見積金額の100分の1以上とする。

2 第78条第2項及び第3項の規定は、指名競争入札の入札保証金について準用す

る。この場合において、同条第2項第2号中「政令第167条の5第1項」とあるのは「政令第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第88条 第76条及び第79条から第84条までの規定は、指名競争入札について準用する。この場合において、第79条中「政令第167条の7第2項」とあるのは「政令第167条の13において準用する政令第167条の7第2項」と読み替えるものとする。

第4節 随意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第89条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 250万円 |
| (2) 財産の買入れ | 160万円 |
| (3) 物件の借入れ | 80万円 |
| (4) 財産の売払い | 50万円 |
| (5) 物件の貸付け | 30万円 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円 |

(随意契約の手続)

第89条の2 管理者又はその委任を受けた者は、物品又は役務（政令第167条の2第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までの各号に該当するものを除く。）の調達に係る契約を政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約の方法により締結しようとする場合は、当該契約に係る予算の成立の日以降速やかに、当該契約に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (3) 契約を締結する時期
- (4) その他必要な事項

2 管理者又はその委任を受けた者は、前項に規定する場合は、当該契約に係る次に掲げる事項を見積書の提出期限の十日前までに公表するものとする。ただし、急を要する場合には、提出期限の三日前までに公表するものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (4) 見積書の提出期限及び提出方法
- (5) その他必要な事項

3 管理者又はその委任を受けた者は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約の方法による契約を締結したときは、速やかに、当該契約に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の名称及び住所
- (2) 契約の目的
- (3) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所

- (4) 契約を締結した年月日
 - (5) 契約金額
 - (6) 契約の相手方を選定した理由
 - (7) その他必要な事項
- 4 前三項の規定による公表は、発注を行う課室等若しくは所轄所において、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。
(見積書の徴取)
- 第90条 随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、見積書の徴取を要しない。
- (1) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
 - (2) 10万円未満の契約をするとき。
 - (3) 第151条の2第1項の規定により購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。
 - (4) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
 - (5) 非常災害の場合、又は非常災害の場合以外の場合であって人の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶおそれがあるときにおいて、緊急を要する物品の購入等をするとき。
 - (6) 官公署と契約をするとき。
 - (7) その他管理者が見積書を徴することが適当でないと認めた契約を締結するとき。
- 2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として2人以上の相手方から徴さなければならない。
- (1) 10万円（修繕又は工事のうち管理者が別に定めるものにあつては、50万円）未満の契約をするとき。
 - (2) 機械、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
 - (3) 特殊な修繕をするとき。
 - (4) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定される時。
 - (5) 再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 3 第1項の規定により予定価格を定める場合においては、前項第3号に該当する場合又は次に掲げる場合を除き予定価格調書を作成しなければならない。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当する契約をするとき。
 - (2) 図書の購入をするとき。
 - (3) 一件の予定価格が50万円未満の契約をするとき。
 - (4) その他別に定める契約をするとき。
- 4 第80条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により予定価格を定める場合について準用する。
(一般競争入札に関する規定の準用)
- 第91条 第76条の規定は、随意契約について準用する。
- 第5節 単価契約
(単価契約の伺い)

第92条 単価契約を締結しようとするときは、あらかじめ伺書を作成し、当該執行予定額により、別表第2に定める区分に従い、合議をし、及び決裁を受けなければならない。ただし、電気、都市ガス及び水の供給並びに電気通信役務の提供を受ける契約については、この限りでない。

2 前項の伺書には、次に掲げる事項を記載し、契約書案その他必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

- (1) 所属年度
- (2) 予算科目
- (3) 執行予定額
- (4) 契約目的
- (5) 契約の締結の方法及びその方法による理由
- (6) 給付の内容及び期間並びに単価
- (7) その他必要な事項

(契約書の作成)

第93条 単価契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、電気、都市ガス及び水の供給並びに電気通信役務の提供を受ける契約については、この限りでない。

- (1) 契約当事者
- (2) 契約目的
- (3) 給付の内容及び単価
- (4) 契約の履行の方法、期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金額の請求及び支払の方法
- (7) 契約違反の場合における損害の賠償、違約金の納付その他の措置
- (8) 危険負担の特約及び保証期間を必要とするときは、その内容
- (9) 権利義務の譲渡等の禁止
- (10) 天災その他やむを得ない理由による履行の延長
- (11) 契約の解除等
- (12) 契約の履行の届出（第68条のただし書の場合を除く。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第6節 長期継続契約

第93条の2 条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）及び不動産の借入れに係る長期継続契約を締結しようとするときは、伺書を作成し、別表第2に定める区分に従い、合議をし、及び決裁を受けなければならない。

2 前項の伺書には、次に掲げる事項を記載し、契約書案その他必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

- (1) 所属年度
- (2) 予算科目
- (3) 契約金額
- (4) 契約目的
- (5) 契約の締結の方法及びその方法による理由
- (6) 給付の内容及び期間

(7) その他必要な事項

第6章 現金及び有価証券

第1節 歳計現金

(歳計現金の整理区分)

第94条 歳計現金は、次の区分により整理するものとする。

(1) 預金

- イ 当座預金勘定
- ロ 当座預金別口勘定
- ハ 普通預金勘定
- ニ 普通預金（無利子）勘定
- ホ 通知預金勘定
- ヘ 定期預金勘定
- ト 譲渡性預金勘定
- チ 別段預金（無利子）勘定
- リ 外貨預金勘定
- ヌ 振替口座勘定
- ル その他会計管理者が別に定めるもの

(2) その他

- イ 買い現先
- ロ その他会計管理者が別に定めるもの

(歳計現金の繰替使用)

第95条 会計管理者は、出納整理期間における前後年度に属する歳計現金について、相互に繰替使用することができる。

(歳計現金の預金)

第96条 政令第168条の3第3項に規定する預金口座は、次に掲げる口座とする。

- (1) 普通預金口座
- (2) 普通預金口座（無利子）
- (3) 別段預金口座（無利子）
- (4) 振替口座

2 会計管理者は、支払資金としての歳計現金を指定金融機関に預金しなければならない。ただし、会計管理者は、必要があると認めるときは、他の確実な金融機関に預金することができる。

3 前2項に規定する預金は、組合名義とする。

(支払が終らない資金の処理)

第97条 会計管理者は、第122条第1項の小切手年度経過通知書の送付を受けたときは、直ちに預金口座振替により当座預金別口勘定に振替しなければならない。

2 会計管理者は、政令第165条の6第2項に規定する資金があるときは、直ちに収入の手続をしなければならない。

第2節 一時借入金

(一時借入れの手続き)

第98条 会計管理者は、歳出予算の支出のため歳計現金が不足すると認められると

きは、その旨を事務局長に通知しなければならない。

2 事務局長は、前項の通知を受けたときは、管理者の決裁を経て一時借入れの手続をするものとする。

(一時借入れの通知)

第99条 事務局長は、一時借入れの契約がされたときは、直ちに会計管理者に通知しなければならない。

(一時借入金返済)

第100条 会計管理者は、一時借入金返済ができると認められるときは、その旨を事務局長に通知しなければならない。

2 事務局長は、前項の通知を受けたときは、管理者の決裁を経て支出の例により会計管理者に返済の通知をしなければならない。

3 会計管理者は、前項の通知を受けたときは、支出の例により債権者に支払をしなければならない。

(当座借り越しの方法による一時借入れ)

第100条の2 第98条及び第99条の規定にかかわらず、会計管理者は、歳出予算の支出のため歳計現金が不足すると見込まれるときは、会計課長に合議の上、管理者の決裁を経て指定金融機関と当座借り越しの方法による一時借入れの手続をすることができる。

2 当座借り越しの方法による一時借入金返済は、会計管理者が普通預金勘定若しくは普通預金(無利子)勘定から当座預金勘定に歳計現金を組み替えること又は指定金融機関に当座勘定引落依頼書を送付することにより行うものとする。

(一時借入金出納簿)

第101条 会計管理者は、一時借入金出納簿を備え、出納の都度整理しなければならない。

(一時借入金出納保管)

第102条 この節に規定するもののほか、一時借入金出納保管については、歳計現金の例による。

第3節 歳入歳出外現金

(歳入歳出外現金の整理区分)

第103条 歳入歳出外現金は、次の区分により整理するものとする。

(1) 保証金

イ 入札保証金

ロ 契約保証金

(2) 保管金

イ 所得税

ロ 県・市町村民税

ハ その他の保管金

(3) 公売代金

2 会計管理者は、歳入歳出外現金に属する現金を指定金融機関に預金しなければならない。

3 歳入歳出外現金の年度区分は、現に出納した日の属する年度による。

4 会計管理者は、年度内に払出しを終わらない歳入歳出外現金があるときは、振替

の例により直ちに翌年度の歳入歳出外現金に繰り越さなければならない。

5 歳入歳出外現金に属する現金の保管により生じた利子は、法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、一般会計の歳入金とする。

(歳入歳出外現金出納の通知権限の委任)

第104条 課長及び所長に対し、歳入歳出外現金の出納の通知に関する権限を委任する。

(歳入歳出外現金の納付)

第105条 歳入歳出外現金の納付は、課長又は所長の交付する納入通知書兼領収書により行わせるものとする。

(歳入歳出外現金の受入手続き)

第106条 出納員又は分任出納員は、歳入歳出外現金の給付を受けたときは、納入者に領収書を交付し、直ちに指定金融機関に払い込まなければならない。

2 出納員または分任出納員は、歳入歳出外現金の納付を受けたときは、速やかに現金(証券)出納簿に必要な事項を記載しなければならない。

(歳入歳出外現金の払出請求等)

第107条 歳入歳出外現金の払出しの請求は、課長又は所長あての請求書に歳入歳出外現金の領収書その他管理者が適当と認める書類を添えて行わせるものとする。

2 課長又は所長は、前項の請求を受けたときは、その理由を調査し、会計管理者に歳入歳出外現金の請求書及び領収書又はその写しを送付するとともに払出しの通知をしなければならない。

3 課長又は所長は、請求によらないで歳入歳出外現金の払出しを必要とするときは、会計管理者又は出納員に歳入歳出外現金の収入済通知書の写しその他必要な書類を送付するものとし、あわせて払出しの通知をしなければならない。

(即日払出しを要する入札保証金の手続の特例)

第108条 第105条から第107条までの規定は、即日払出しを要する入札保証金については、適用しない。

2 即日払出しを要する入札保証金の出納の通知は、課長又は所長が入札保証金出納簿に決裁することにより行うものとする。

3 即日払出しを要する入札保証金の納付は、課長又は所長の交付する入札保証金納付書により行わせるものとする。

4 出納員又は分任出納員は、即日払出しを要する入札保証金の納付を受けたときは、納付者に入札保証金受領書を交付し、速やかに入札保証金出納簿に必要な事項を記載しなければならない。

5 即日払出しを要する入札保証金の払出しの請求は、課長又は所長あての入札保証金払出請求書により行わせるものとする。

6 課長又は所長は、前項の請求を受けたときは、その理由を調査し、出納員又は分任出納員に払出しの通知をしなければならない。

7 出納員又は分任出納員は、前項の払出しの通知を受けたときは、第4項の規定により交付した入札保証金受領書と引換えに当該入札保証金の払出しをしなければならない。

(受入れ及び払出しの手続)

第109条 この節に定めるもののほか、歳入歳出外現金の受入れ及び払出しの手続

きは、収入及び支出の手續によることを例とする。

第4節 保管有価証券

(保管有価証券の整理区分)

第110条 組合が保管する有価証券で組合の所有に属しないもの（以下「保管有価証券」という。）は、次の区分により整理するものとする。

- (1) 担保証券
- (2) 保証証券
- (3) 保管証券

2 第103条第3項の規定は、保管有価証券の年度区分について準用する。

(保管有価証券出納の通知権限の委任)

第111条 第104条の規定は、保管有価証券の出納の通知に関する権限の委任について準用する。

(保管有価証券の出納の通知等)

第112条 保管有価証券の出納の通知は、前条の規定により保管有価証券の出納の通知に関する権限の委任を受けた者が保管有価証券出納簿に決裁することにより行うものとする。

2 出納員又は分任出納員は、保管有価証券を出納したときは、速やかに保管有価証券出納簿に必要な事項を記載しなければならない。

(保管有価証券の納付)

第113条 第105条の規定は、保管有価証券の納付について準用する。この場合において、同条中「納入通知書兼領収書」とあるのは「保管有価証券納付書」と読み替えるものとする。

(保管有価証券の受入れ)

第114条 出納員又は分任出納員は、保管有価証券の納付を受けたときは、納付者に保管有価証券受領書を交付し、即日払出しを要する入札保証金に代える担保又は電磁的記録で作成された保管有価証券を除き、指定金融機関に保護預りの方法により寄託しなければならない。

(保管有価証券の払出し)

第115条 保管有価証券の還付の請求は、課長又は所長あての保管有価証券還付請求書により行わせるものとする。

2 課長又は所長は、前項の還付の請求を受けたときは、その理由を調査し、出納員又は分任出納員に払出しの通知をしなければならない。

3 出納員又は分任出納員は、前項の払出しの通知を受けたときは、前条の規定により交付した保管有価証券受領書と引換えに当該保管有価証券を還付しなければならない。

第5節 指定金融機関

(収納金の整理区分)

第116条 収納金は、現に収納した日の属する年度で整理しなければならない。

(収納の通知)

第117条 指定金融機関は、現金を収納したときは、納入者に領収書を交付するとともに、収入済通知書を会計管理者に送付しなければならない。

(証券による収納等)

第118条 指定金融機関は、証券により歳入及び歳入歳出外現金の払込みを受けたときは、政令第156条第2項に該当する場合を除き、直ちにこれを収納し、納入通知書その他の納入に関する書類に「証券受領」の印を押して納入者に領収書を交付し、収入済通知書を会計管理者に送付しなければならない。

2 指定金融機関は、小切手に不渡りのものがあるときは、小切手法（昭和8年法律第57号）第39条の規定による証明を受け、政令第156条第3項の手續をした上、収納金控除通知書を会計管理者に送付しなければならない。

（小切手による支払）

第119条 指定金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の呈示を受けた場合においては、次の各号に定める事由に該当するときを除き、直ちに支払をしなければならない。

(1) 小切手が合式でないとき。

(2) 小切手に改ざん、塗まつ、その他変更の跡があるとき。

(3) 小切手の記載事項が明らかでないとき。

(4) 小切手に押されている会計管理者の公印の印影が第203条第2項の規定により届出を受けた公印の印影と符号しないとき。

(5) 小切手が発行の日から1年を経過しているとき。

（支払依頼書等を受けた場合の手續）

第120条 指定金融機関は、第37条の振込依頼書及び小切手の送付を受けたときは、速やかに口座振替の手續をとらなければならない。

（預金の組替え）

第121条 指定金融機関は、小切手振出済通知書の送付を受けたときは、会計管理者の普通預金又は通知預金からその額を当座預金に組替えしなければならない。

（未払通知書の送付等）

第122条 指定金融機関は、政令第165条の6第1項に規定する資金があるときは、小切手年度経過通知書を作成し、直ちに会計管理者に送付しなければならない。

2 指定金融機関は、政令第165条の6第2項に規定する資金があるときは、小切手未払通知書を作成し、直ちに会計管理者に送付しなければならない。

3 前項の資金は、当該通知書を送付した日に、会計管理者の所管歳入として納入通知書兼領収書により払込みをしなければならない。

（未払の証明）

第123条 指定金融機関は、第53条第1項の小切手の再発行請求書に未払である旨の証明の申出があったときは、除権決定及び未払の事実を確認の上、未払である旨を証明し、直ちにその支払を停止する手續をとらなければならない。

2 指定金融機関は、第53条第1項の送金通知書の再発行請求書に未払である旨の証明の申出があったときは、その事実を確認の上、未払である旨を証明し、直ちにその支払を停止する手續をとらなければならない。

（振替等の手續）

第124条 指定金融機関は、第38条第2項及び第56条の規定により公金振替書の送付を受けたときは、直ちに振替の手續をし、収入済通知書を会計管理者に送付しなければならない。

2 指定金融機関は、第31条第3項又は第51条の規定により更正通知書の送付を

受けたときは、直ちに更正の手続をしなければならない。

(証拠書類の整理及び保存)

第125条 指定金融機関は、その取扱いに係る証拠書類を年度別、種別に区分の上、当該証拠書類に係る件数及び金額についての合計表を作成し、保存しなければならない。

第7章 財産

第1節 公有財産

第1款 通則

(公有財産事務の管理)

第126条 公有財産に関する事務は、事務局長が管理する。

(公有財産事務の分担)

第127条 総務課長は、事務局長の命を受け、公有財産に関する事務を分担する。

第2款 取得

(公有財産の取得前の措置)

第128条 事務局長は、公有財産を取得しようとするときは、当該財産について、他の権利による制限又は特殊の義務の有無その他の事項を調査しなければならない。

2 事務局長は、前項の調査の結果、他の権利による制限又は特殊の義務があることが判明した場合において、これらを排除する必要があるときは、当該財産の権利者をしてこれらを消滅させる等必要な措置を講じなければならない。

(公有財産の寄附受入れの手続き)

第129条 公有財産の寄附の申込みがあったときは、第1号から第7号までの事項を記載した伺書に寄附申込書及び第8号から第11号までの書類を添えて、重要又は異例なものについては管理者、その他のものについては事務局長の決裁を受けなければならない。

(1) 受入れ後の公有財産の用途

(2) 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の公有財産については種類、数量等

(3) 公有財産の見積額

(4) 寄附申込者の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

(5) 寄附に条件がある場合は、その内容

(6) 受入れ後の維持に要する費用の見積額

(7) 前条第1項の規定による調査結果

(8) 関係図面

(9) 登記事項証明書

(10) 建物等の敷地が第三者の所有に属する場合は、その地積、所有者の住所及び氏名並びに借地権の譲渡又は設定についての承諾書

(11) 議会の議決を要するものについては、その議案

(公有財産の登記又は登録)

第130条 総務課長は、取得した公有財産について登記又は登録を要する場合は、遅滞なくその手続きをしなければならない。

(公有財産の買入代金等の支払時期)

第131条 公有財産の買入代金又は交換差金は、当該財産の登記、引渡し等による対抗要件を備えた後でなければ支払ってはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第3款 管理

(公有財産管理上の留意事項)

第132条 公有財産の管理にあたっては、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 公有財産の利用状況が適正であるかどうか。
- (2) 公有財産が亡失し、若しくは損傷し、又は不法に占拠若しくは使用されていないかどうか。
- (3) 土地の境界が不明になっていないかどうか。
- (4) 使用を許可し、地上権若しくは地役権を設定し、又は貸し付けている公有財産の利用状況が適正であるかどうか。
- (5) 使用料、地代又は貸付料の納入を怠っていないかどうか。
- (6) 公有財産の状況が登記簿、登録簿、公有財産台帳等の記載事項と符号しているかどうか。
- (7) 火災、盗難等の予備措置が適正に行われているかどうか。

(公有財産台帳)

第133条 総務課長は公有財産台帳を備え、整理しておかなければならない。

2 土地に係る公有財産台帳には当該土地についての案内図、公図の写し及び実測図、建物に係る公有財産台帳には当該建物についての案内図（敷地が借地である場合に限る。）、配置図及び平面図を調製し、それぞれ添付しておかなければならない。

(公有財産の事故報告)

第134条 事務局長は、天災その他の事故により、所管の公有財産が亡失し、又は損傷した場合において、当該亡失又は損傷の結果が重大であると認めるときは管理者に、直ちに、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 亡失又は損傷した公有財産の概要（名称、構造、数量等）
- (2) 亡失又は損傷の原因及び事故発生の日時
- (3) 損害見積額及び復旧可能のものについては、復旧費見込額
- (4) 応急措置の概要
- (5) 損害の保険を附してあるものについては、保険の金額
- (6) 亡失又は損傷した部分を示す図面（略図）

(行政財産の用途の開始、変更、廃止等)

第135条 普通財産を行政財産にしようとするとき、又は行政財産の用途を開始し、変更し、若しくは廃止しようとするとき（次項に規定する場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載した伺書により、重要又は異例なものについては管理者、その他のものについては事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の公有財産については種類、数量等
- (2) 普通財産を行政財産にし、又は行政財産の用途を開始し、変更し、若しくは廃止する理由及びその年月日

2 行政財産の用途の廃止で次の各号に掲げるものをしようとするときは、総務課長

の決裁を受けなければならない。この場合において、前項の規定は、この項の規定による事務の処理について準用する。

- (1) 枯朽し、又は損傷したため不用となる樹木の用途の廃止
- (2) 建物等の設置に伴い支障となる樹木の用途の廃止
(公有財産の使用許可等)

第136条 法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可、同条第2項第1号から第4号まで若しくは第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産の貸付け、同条第2項第5号若しくは第6号の規定による行政財産である土地に対する地上権若しくは地役権の設定、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第69条第6項から第10項まで若しくは第70条第5項から第8項までの規定による行政財産の貸付け又は普通財産の貸付け若しくはこれに対する私権の設定（以下「公有財産の使用許可等」と総称する。）をしようとするときは、第1号から第7号までの事項を記載した伺書に第8号及び第9号の書類並びに当該公有財産の使用許可等に係る申込書を添えて、重要又は異例なものについては管理者、その他のものについては事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の公有財産については種類、数量等
- (2) 使用の許可、地上権の設定又は貸付けの相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
- (3) 使用を許可し、地上権を設定し、又は貸付けする期間
- (4) 使用を許可し、地上権を設定し、又は貸付けようとする理由
- (5) 使用料、地代又は貸付料の額及び算定の根拠
- (6) 使用料、地代又は貸付料の納付の方法及び時期
- (7) 使用料、地代又は貸付料を減免する場合は、その理由及び額
- (8) 許可書又は契約書の案
- (9) 関係図面

2 法律第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可で次の各号に掲げるもの若しくは使用料が有料の場合（当該使用料を減額する場合を除く。）の使用期間の更新に係るもの又は同条第2項第1号から第4号まで若しくは第3項の規定による行政財産の貸付け若しくは普通財産の貸付けで次の各号に掲げるものをしようとするときは、課長の決裁を受けなければならない。この場合において、前項の規定は、この項の規定による事務の処理について準用する。

- (1) 電柱敷、電話柱敷、支柱敷又は支線敷としての土地の使用許可又は貸付け
- (2) 電気、ガス、水道、又は下水道の管理設敷としての土地の使用許可又は貸付け
- (3) 公衆電話（電気通信役務に関する料金の収納事務の委託契約に係るものを除く。）、自動販売機、郵便差出箱等を設置するための土地又は建物の使用許可又は貸付け
- (4) 職員の福利厚生又は生徒等の利用のために設置する施設で軽易なものに係る土地又は建物の使用許可又は貸付け
- (5) 前各号に掲げるもののほか、業務上若しくは公益上必要な設備で軽易なもの

に係る公有財産の使用許可若しくは貸付け又は一月未満（使用許可又は貸付けの日数が一年間を通算して30日以内の場合を含む。）の公有財産の使用許可若しくは貸付け

（使用又は貸付けの期間）

第137条 法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可の期間は、1年以内とする。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、3年以内とする。

2 普通財産は次の各号に掲げる期間を超えて貸し付けてはならない。ただし、第2号又は第4号の場合において、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 植樹を目的とする土地の貸付け 50年

(2) 借地借家法（平成3年法律第90号）第22条の規定による土地の貸付け 50年

(3) 前号の場合を除くほか、建物の所有を目的とする土地の貸付け 30年

(4) 前3号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け 10年

(5) 建物その他の物件の貸付け 5年

3 前項の規定は、法律第238条の4第2項第1号から第4号まで若しくは第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第69条第6項から第10項まで若しくは第70条第5項から第8項までの規定による行政財産の貸付けをする場合に準用する。

4 第1項及び第2項の期間は、更新することができる。この場合においては、更新の時から同項の期間を超えてはならない。

（地代等）

第138条 地代又は貸付料は、これを前納させなければならない。ただし、契約の内容により前納させることが適当でない場合は、この限りでない。

（担保の徴取）

第139条 公有財産の使用許可等をしようとする場合において、必要があるときは、確実な担保を徴し、又は適当な保証人を立てさせなければならない。

（使用目的変更の禁止等）

第140条 公有財産の使用許可等をした場合においては、当該財産を目的外の用途に供させ、又は管理者の許可又は承認を得ないで当該財産の原形を変更させてはならない。

2 公有財産の使用許可等を受けた者が前項の承認を得て当該公有財産の原状を変更した場合において、当該公有財産の使用許可等に係る期間が満了したとき、又は当該公有財産の使用許可等の取消し若しくは解除があったときは、当該公有財産を原状に回復させなければならない。ただし、必要がないと認められる場合については、この限りでない。

（公有財産管理簿への記載）

第141条 総務課長は公有財産について、公有財産の使用許可等があったときは、公有財産管理簿に所定の事項を記載し、整理しておかなければならない。

（公有財産の返還に伴う確認）

第142条 公有財産の使用許可等に係る期間が満了したとき、又は公有財産の使用

許可等の取消し若しくは解除があったときは、当該公有財産の使用許可等を受けた者を立ち合わせ、当該公有財産に異常のないことを確認した後でなければ当該公有財産の明渡し又は引渡しを受けてはならない。

第4款 処分

(普通財産の売払い又は譲与の手続)

第143条 普通財産を売払い、又は譲与しようとするときは、第1号から第10号までに掲げる事項を記載した何書に、第11号から第14号までの書類及び当該売払い又は譲与にかかる申込書を添えて、重要又は異例なものについては管理者、その他のものについては事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の公有財産については種類、数量等
- (2) 売払い又は譲与の理由
- (3) 売払い又は譲与の相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
- (4) 売払いの予定価格及びその算定の根拠
- (5) 価格を低減しようとするときは、その理由
- (6) 代金納付の方法及び時期
- (7) 代金の納付について、延納の特約をしようとするときは、その理由
- (8) 一般競争入札に付するときは、その公告案
- (9) 指名競争入札又は随意契約によるときは、その理由及び通知案
- (10) 用途を指定して売り払い、又は譲与しようとするときは、その用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間
- (11) 評価調書（譲与の場合は、見積調書）
- (12) 契約書案
- (13) 関係図面
- (14) 議会の議決を要するものについては、その議案

(普通財産の交換手続)

第144条 普通財産を交換しようとするときは、第1号から第8号までに掲げる事項を記載した何書に、第9号から第12号までの書類及び当該交換に係る申込書（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成13年浦和競馬組合条例第15号）第3条第1項第1号の規定による交換の場合にあっては、同意書）を添えて、重要又は異例なものについては管理者、その他のものについては事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 取得しようとする財産及び交換に供する公有財産のうち、土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の財産については、種類、数量等
- (2) 交換の理由
- (3) 交換の相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
- (4) 取得しようとする財産及び交換に供する公有財産の価格及びその算定の根拠
- (5) 交換差金があるときは、その額並びに納付又は支払いの方法及び時期
- (6) 交換差金の納付又は支払いについて、延期の特約又は第131条ただし書の

規定を適用しようとするときは、その理由

- (7) 用途を指定して交換しようとするときは、その用途並びに用途に供しなければならない期日及び期間
- (8) 第128条第1項の規定による調査結果
- (9) 評価調書
- (10) 契約書案
- (11) 関係図面
- (12) 取得しようとする財産の登記簿謄本
(建物又は工作物の取壊しの手続)

第145条 普通財産である建物又は工作物を取り壊そうとするときは、次に掲げる事項を記載した伺書により、重要又は異例なものについては管理者、その他のものについては事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 建物については、所在地、構造及び床面積、工作物については種類、数量等
- (2) 建物については建築年月日、工作物については設置年月日
- (3) 取壊しの理由
- (4) 取壊し工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- (5) 取壊し後の敷地の用途
- (6) 取壊し費用の概算額
- (7) その他参考となる事項

第5款 雑則

(公有財産に関する規定の準用)

第146条 この節の規定は、電話加入権（電気通信事業法附則第9条第1項又は第2項に規定する権利をいう。）の取得、管理及び処分について準用する。

第147条 第132条、第134条及び第141条の規定は、借り受ける土地及び建物の管理について準用する。

第2節 物品

第1款 通則

(会計管理者の物品に関する事務の指導等)

第148条 会計管理者は、物品の取得、管理及び処分に関する事務について指導を行うものとし、並びに物品の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、課長又は所長に対し、物品の取得、管理及び処分について、報告を求め、実地に調査し、又は必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(物品の区分)

第149条 組合の所有に属する物品（以下「物品」という。）は、次の区分により整理するものとする。

- (1) 備品
- (2) 消耗品
- (3) 材料品
- (4) 拾得等物品

2 前項各号に属する物品の種別は、会計管理者が定めるものとする。

(分類替)

第150条 物品をその属する区分から他の区分に移し替えようとするときは、会計

管理者が認めた場合を除き、物品分類替伺書により課長又は所長の決裁を受けなければならない。この場合において、課長又は所長は、会計課長に合議しなければならない。

第2款 取得

(物品の購入見積の依頼等)

第151条 課長又は所長は、物品の購入（一件の執行予定額が100万円未満の購入を除く。）又は物品の購入について単価契約（執行予定額が100万円未満の購入を除く。）をしようとするときは、物品購入見積（入札）依頼書により会計管理者（物品の購入に係る1件の執行予定額又は単価契約に係る執行予定額が1000万円未満の場合にあっては、会計課長）に物品の購入の見積又は入札を依頼するものとする。

ただし、次の各号に掲げる物品については、この限りでない。

- (1) 図書、雑誌、官報、新聞その他定期刊行物及び法令集等の追録
 - (2) 記念品、褒賞品及び贈答用物品
 - (3) 郵便切手及び収入印紙類
 - (4) 出張先において購入する物品
 - (5) 単価契約を締結したものに係る物品
 - (6) その他会計管理者が見積又は入札の依頼を要しないと認めた物品
- 2 会計管理者は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに予定価格を定め、かつ、見積り又は入札の手続を行い、契約の相手方となるべき者を選定し、その旨を課長又は所長に通知するものとする。この場合においては、当該手続に係る見積書又は入札書を送付するものとする。

(物品の購入価格の協定)

第151条の2 会計管理者は、通常共通的に使用する物品について、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときは、当該物品の購入価格について、業者と協定を締結することができる。

- 2 会計管理者は、前項の規定により物品の購入価格について協定を締結したときは、速やかにその内容を課長又は所長に通知しなければならない。
- 3 課長又は所長は、第一項の規定により購入価格について協定が締結された物品の購入については、当該協定による価格を最高限度としなければならない。

(物品の寄附受入れ)

第152条 物品の寄附の申込みがあったときは、物品寄附受入伺書を作成し、課長又は所長の決裁を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 見積額が50万円以上のもの
- (2) 寄附が条件付きであるもの
- (3) 新たに予算措置を必要とするもの

(重要物品等の取得報告)

第153条 課長又は所長は、一品の取得価格（取得価格が不明のときは見積額）が100万円以上の備品（以下「重要物品」という。）並びに100万円未満の自動車及び原動機付自転車の取得があったときは、重要物品等カードを作成し、その写しを速やかに会計管理者に提出しなければならない。

(公有財産の取得に関する規定の準用)

第154条 第128条、第130条及び第131条の規定は、物品の取得について準用する。

第3款 管理

(物品出納の通知権限の委任)

第155条 課長又は所長に対し、物品の出納の通知に関する権限を委任する。

(物品出納の通知)

第156条 物品の出納の通知は、前条の規定により物品の出納の通知に関する権限の委任を受けた者が所定の帳簿に決裁することにより行うものとする。ただし、次条各号に掲げる物品については、この限りでない。

2 備品に係る帳簿が電磁的記録にてなされている場合における物品の出納の通知は、前項の規定にかかわらず、当該出納に係る決裁文書を出納員又は分任出納員に送付することにより行うものとする。ただし、出納員又は分任出納員が保管する備品を職員の使用に供するための出納の通知は、口頭により行うことができる。

(物品出納の帳簿記載)

第157条 出納員又は分任出納員は、物品を出納したときは、所定の帳簿に必要な事項を記載しておかなければならない。ただし、次の各号に掲げる物品を出納したときは、帳簿の記載を省略することができる。

(1) 消耗品(郵便切手、郵便はがき、収入印紙、収入証紙及び会計管理者の指定したものを除く。)

(2) 保管転換することを予定して取得し、直ちに保管転換する物品

(3) その他物品で会計管理者の指定するもの

(資金前渡担当者の購入した物品の引継ぎ)

第158条 資金前渡担当者は、その購入に係る物品があるときは、用務完了後(常時の費用に係るものは、購入後直ちに)これを物品引継調書により課長又は所長に引き継がなければならない。ただし、郵便切手、郵便はがき及び収入印紙については、物品引継調書によることを要しない。

(物品の使用状況の把握)

第159条 課長又は所長は、職員の使用に供している物品について、その状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 課長又は所長は、2人以上の職員の供用に供している物品については、その使用責任者を定めておかなければならない。

3 課長又は所長は、備品(閲覧又は貸出しに供する図書を除く。次項について同じ。)の使用状況について、物品共用簿により整理しておかなければならない。

4 課長又は所長は、備品を職員に使用させる必要がなくなったときは、直ちにこれを返納させなければならない。ただし、職員の異動等によりこれを直ちに後任者等に引き継がせ、使用させるときは、この限りでない。

(備品の標示)

第160条 備品には、焼印、刻印、紙札等により番号及び機関名を標示しておくものとする。ただし、標示することが適当でないものについては、この限りでない。

(保管転換及び処分協議)

第161条 物品は、これを保管転換することができる。

- 2 課長又は所長は、物品の保管転換を受けようとするときは、当該保管転換を受けようとする物品に係る課長又は所長に物品保管転換請求書を送付しなければならない。ただし、保管転換することを予定して取得した物品については、この限りでない。
- 3 課長又は所長は、使用不要となった又は使用に供する予定のなくなった自動車又は原動機付自転車があるときは、前項による保管転換をする場合を除き、当該物品の処分について、物品処分協議書により会計課長と協議するものとする。
- 4 会計課長は、前項の協議を受けた事項について、その結果を物品処分通知書により通知するものとする。
- 5 出納員又は分任出納員は、保管転換による物品の払出しの通知があったときは、物品引渡書により当該物品を引き渡すものとする。
- 6 出納員又は分任出納員は、保管転換による物品の受入れの通知があったときは、当該物品を受け入れるとともに、当該保管転換により物品の引渡しをした分任出納員に物品受領書を送付しなければならない。

(物品の貸付け)

第162条 物品は、貸付けを目的とするもの又は貸し付けても組合の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものでなければ貸し付けてはならない。

(物品の貸付手続)

第163条 物品の貸付けをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺書に、契約書を作成する場合は、その案を添えて課長又は所長の決裁を受けなければならない。ただし、貸付料を減免するものについては、事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 品名、数量等
- (2) 貸付けの相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
- (3) 貸付けする期間
- (4) 貸付けしようとする理由
- (5) 貸付料の額及び算定の根拠
- (6) 貸付料の納付の方法及び時期
- (7) 貸付料を減免する場合は、その理由及び額
(公有財産の貸付料に関する規定の準用)

第164条 第138条の規定は、物品の貸付料について準用する。

(物品の寄託)

第165条 物品は、次に掲げる場合に限り、寄託することができる。

- (1) 保管のため特別な技術又は知識を必要とするとき。
- (2) 保管のため特別な施設又は設備を必要とするとき。
- (3) その他特別な理由により寄託する必要があるとき。

(物品の管理に関する規定の準用)

第166条 第149条、第155条から第157条まで、第159条及び第160条の規定は、法第239条第1項に規定する組合が使用のために保管する動産の管理について準用する。

第167条 第155条から第157条までの規定は、占有動産の管理について準用

する。

第4款 処分

(物品の不用決定)

第168条 物品は、使用不能となった若しくは使用する必要のない場合又は第161条第3項の協議の結果不用と認められた場合に限り、不用の決定をすることができる。

2 物品の不用の決定をしようとするときは品名、数量、見積額、理由等を記載した伺書により課長又は所長の決裁を受けなければならない。ただし、第157条各号に掲げる物品（管理者が特に必要と認めるものを除く。）については、伺書の作成を省略することができる。

(物品の売払い及び譲与の手続)

第169条 物品を売り払い、又は譲与しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した伺書に、契約書を作成する場合は、その案を添えて、課長又は所長の決裁を受けなければならない。ただし、減額売払い又は譲与（当該譲与に係る物品の価格が10万円以下のものを除く。）に係るものについては、事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 品名、数量等
- (2) 売払い又は譲与の理由
- (3) 売払い又は譲与の相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
- (4) 売払いの予定価格及びその算定の根拠
- (5) 価格を低減しようとするときは、その理由
- (6) 代金納付の方法及び時期
- (7) 代金の納付について、延納の特約をしようとするときは、その理由
- (8) 一般競争入札に付するときは、その公告案
- (9) 指名競争入札又は随意契約によるときは、その理由及び通知案

(物品の廃棄)

第169条の2 課長又は所長は、不用の決定をした物品で売り払うことが不利若しくは不相当である物品については、これを廃棄することができる。

2 第168条第2項の規定は、物品の廃棄について準用する。この場合において、同項中「不用の決定」とあるのは「廃棄」と読み替えるものとする。

第3節 債権

(債権管理事務の委任)

第170条 債権の管理に関する事務（議会の議決を要する債権の免除に係るものを除く。）を課長又は所長に委任する。

(債権の放棄)

第170条の2 議会の議決を要する債権の放棄を除く債権の放棄をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺書に、必要と認められる参考資料を添えて事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

- (3) 債権金額
- (4) 債権を放棄しようとする理由
- (5) 債権の発生及び徴収に関する履歴
- (6) その他必要な事項

(債権の分類)

第171条 債権は、歳入歳出予算の定める科目により整理するものとする。

(債権管理簿への記載)

第172条 第170条の規定により債権の管理の事務の委任を受けた者（以下「債権管理者」という。）は、債権が発生し、若しくは組合に帰属したとき（次条で定める債権については、同条で定めるとき）、又は債権を他の債権管理者から引き継いだときは、遅滞なく債務者の氏名、債権金額、履行期限その他の事項を調査し、確認のうえ、これを債権管理簿に記載しなければならない。

(債権管理簿への記載を行うべき時期の特例等)

第173条 次の各号に掲げる債権は、当該各号に定めるときに発生し、又は組合に帰属したものとする。

- (1) 利息、行政財産の使用料又は普通財産若しくは物品の貸付料に係る債権 その発生原因となる契約その他の行為をした日の属する年度に利払期又は納期限が到来する債権にあってはその行為をしたとき、当該年度の翌年度以降の各年度に利払期又は納期限が到来する債権にあっては当該各年度の開始したとき。
- (2) 金銭の給付以外の給付を目的とする組合の権利についての債務の履行の遅滞に係る債権で債権金額が一定の期間に応じて算定されることになっているもの当該権利の履行期間が経過したとき。

2 債権管理者は、債権管理簿に記載されていない債権についてその全部が消滅していることを確認したときは、その記載することができなかつた理由を書類で明らかにしておかなければならない。ただし、次の各号に定める債権については、この限りでない。

- (1) 法令、条例、規則又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなっている債権
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第167条若しくは第169条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第84条又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84条）第32条の規定により組合が報酬又は賃金から控除する保険料にかかる債権
- (3) 政令第165条の6第2項及び第3項に規定する歳入金に係る債権

(督促)

第174条 債権管理者は、債権について、納入の通知で指定された期限（納入の通知を必要としない債権については、納期限）を経過してもなお履行されない場合には、指定された期限又は納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促し、債権管理簿にその旨を記載しなければならない。

2 督促状には、その発行の日から7日以上15日以内において適宜の納期限を指定するものとする。

(債権管理簿の記帳整理)

第175条 債権管理者は、債権について、滞納処分、強制執行等、履行期限の繰上

げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等又は免除をしたときは、債権管理簿にその旨を記載しなければならない。

(債権の時効等による消滅)

第176条 債権管理者は、調定した歳入に係る債権が時効、免除等により消滅したときは、欠損処分伺いにより不納欠損として整理し、直ちにその旨を会計管理者に通知するとともに、債権管理簿にその旨を記載しなければならない。

(担保の保全)

第177条 債権管理者は、債権について、担保が提供されたときは、遅滞なく担保権の設定について、登記、登録その他第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(担保及び証拠物件等の保存)

第178条 債権管理者は、債権について、組合が債権者として占有すべき現金、有価証券又は動産以外の担保物及びもっぱら債権者又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を善良な管理者の注意をもって整備し、かつ、保存しなければならない。

第4節 基金

(出納の通知)

第179条 基金に属する現金及び有価証券の出納の通知は、課長が行うものとする。

(基金台帳)

第180条 課長は、基金台帳を備え、整備しておかななければならない。

第8章 会計職員

第181条 削除

(その他の会計職員の職)

第182条 法律第171条第1項に規定するその他の会計職員は、分任出納員及び経理員とする。

2 分任出納員は、上司の命を受け、出納員の事務の一部を分掌する。

3 経理員は、上司の命を受け、会計事務をつかさどる。

(出納員の配置)

第183条 次の表の左欄に掲げる機関に出納員を置くものとし、同表中欄に掲げる職にある者をもってこれに充て、出納員が不在である場合にあっては、同表右欄に掲げる職にある者が当該出納員の事務を代決することができる。

総務課	課長	課長があらかじめ指定する者
会計課	課長	課長があらかじめ指定する者

2 次の表の左欄に掲げる機関に分任出納員を置くものとし、同表右欄に掲げる職にある者をもって、これに充てる。

総務課	課長が指定する者
-----	----------

業 務 課	課長が指定する者
会 計 課	課長が指定する者
施 設 管 理 課	課長が指定する者

3 経理員は、会計課及び必要と認める機関に置き、会計課長及び当該必要と認める機関の長が指定する者をもって、これに充てる。

4 第1項又は第2項の規定による出納員又は分任出納員が欠けたとき、若しくは当該出納員又は分任出納員に事故があるときは、これらの者が属する機関の長（機関の長が欠けたとき、又は機関の長に事故があるときは、事務局長）が指定する者をもって出納員又は分任出納員に充てる。

（出納員等の職務引継ぎ）

第184条 出納員又は分任出納員の異動があった場合においては、前任者は、その担任する事務を速やかに後任者に引き継がなければならない。

2 前項に規定する場合において、特別の理由によりその担任する事務を後任者に引継ぐことができないときは、これを事務局長の指定する者に引継がなければならない。当該指定を受けて事務の引継ぎを受けた者は、後任者に引継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを後任者に引継がなければならない。

3 第1項に規定する場合において、事務局長は、前任者が死亡その他の事故により後任者又は事務局長の指定する者に引継ぎができないときは、別にその指定する者に引継ぎをさせなければならない。

4 前3項に規定する場合において、事務引継ぎを完了したときは、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者は、連署して、速やかにその旨を会計管理者に報告しなければならない。

（事務引継ぎの方法）

第185条 前条の規定による事務引継ぎの場合においては、前任者は、現金、書類、帳簿その他の物件について目録を作成し、なお、現金にあつては帳簿と対照した明細書をこれに添え、帳簿にあつては事務引継ぎの日において最終記帳の次に合計高及び年月日を記載し、かつ、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が記載しなければならない。

2 前項の目録は、現に作成してある帳簿により、引継ぎをする時の現在を確認することができる場合に限り、当該帳簿をもってこれに代えることができる。

（事務引継ぎの立会い）

第186条 第184条の規定により事務を引継ぐ際には、次の各号に掲げる者の事務引継ぎについて、それぞれ当該各号に定める者が立ち会わなければならない。

- (1) 出納員 会計管理者の指定する職員
- (2) 分任出納員 分任出納員の所属する機関の長

2 削除

（資金前渡担当者の事務引継ぎ）

第187条 前3条の規定は、資金前渡担当者の事務の引継ぎについて準用する。

第9章 職員の賠償責任

(補助職員の指定)

第188条 法律第243条の2の2第1項に規定する規則で指定する者は、次の表の左欄に掲げる行為に関して中欄に掲げる者が決裁等を行う場合につき、それぞれ右欄に掲げる者とする。

行為の種別	行為を行う者	補助する者
支出負担行為 又は支出命令	管理者	副管理者及び事務局長
	事務局長	課長及び課長があらかじめ指定する者
	課長	課長があらかじめ指定する者
	所長	所長があらかじめ指定する者
支出負担行為 に関する確認	会計管理者	会計課長
	会計課長	会計課長があらかじめ指定する者
支出又は支払	会計管理者	会計課長
	会計課長	会計課長があらかじめ指定する者
法律第234条 の2第1項の 監督又は検査	第72条の規定 により指定され た職員	第72条の規定により指定された職員

(事故の報告)

第189条 出納員、分任出納員、経理員、資金前渡担当者、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これらの者の属する機関の長は、直ちにその事実を詳細に記載した書類を作成し、事務局長及び会計管理者に報告しなければならない。法第243条の2の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員又は前条の規定により指定された補助職員が法令の規定に違反して当該行為をしたとき、又は怠ったときも同様とする。

2 事務局長及び会計管理者は、前項の規定により報告を受けたときは、協議の上、その事実を調査し、組合に損害を与えたと認めるときは、管理者の決裁を得た後、法第243条の2の2第3項の手続をとらなければならない。

第10章 検査

(実地検査)

第190条 管理者の命ずる検査員は、課長又は所長、出納員、分任出納員及び資金前渡担当者の処理した財務事務について、定期又は必要に応じ実地に検査しなけれ

ばならない。

2 会計管理者の命ずる検査員は、指定金融機関の処理した事務について定期及び臨時に、実地に検査しなければならない。

(自己検査)

第191条 課長又は所長は、その所掌に係る財務事務並びに所属の出納員、分任出納員及び資金前渡担当者の処理した事務について、毎月1回以上検査しなければならない。

2 事務局長は、必要があるときは、職員のうちから検査員を命じ、当該検査員に課長又は所長、並びに出納員及び分任出納員の処理した事務について、検査させることができる。

3 前2項に規定する検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 予算の執行状況
- (2) 歳入の調定及び収納の状況
- (3) 現金及び証券の出納保管の適否
- (4) 歳計現金及び歳入歳出外現金の出納の適否
- (5) 公有財産の管理の状況
- (6) 物品の出納保管の適否
- (7) 債権の管理の状況
- (8) 帳簿及び証拠書類の処理の適否

4 前項各号に規定する事項の検査にあたって必要があるときは、工事又は事業等の実情を検査し、又は関係者について事実を調査することができる。

(検査員の権限)

第192条 第190条及び第191条の規定により検査する者は、当該検査を受ける者に対して計算書、帳簿及び書類の提出を求め、関係者に質問し、若しくは答弁を求め、又は当該検査を受ける者に対して意見を述べ、若しくは適切な処置を命じることができる。

(検査の報告)

第193条 第190条及び第191条第2項に規定する検査員は、当該検査を完了したときは、その結果を7日以内に、事務局長及び会計管理者に報告しなければならない。ただし、重要異例なものについては事務局長は管理者に報告するものとする。

(検査結果の処理)

第194条 事務局長及び会計管理者は、前条の規定による検査報告書に基づき検査の結果を検査を受けた者に通知しなければならない。

2 検査を受けた者は、前項の通知により改善すべき事項があるときは、直ちに措置し、その結果を事務局長及び会計管理者に報告しなければならない。

第11章 帳簿

(課長又は所長の帳簿)

第195条 課長又は所長は、次に掲げる帳簿のうち必要なものを備え、整理しておかなければならない。

- (1) 歳入簿
- (2) 歳出簿

- (3) 歳入歳出外現金整理簿
- (4) 物品供用簿
- (5) 債権管理簿
- (6) 基金台帳

(会計管理者の帳簿)

第196条 会計管理者は、次に掲げる帳簿を備え、整理しておかなければならない。

- (1) 歳入簿
- (2) 歳出簿
- (3) 預金勘定整理簿
- (4) 歳入歳出外現金出納簿
- (5) 一時借入金出納簿

(出納員等の帳簿)

第197条 出納員又は分任出納員は、次に掲げる帳簿のうち必要なものを備え、整理しておかなければならない。

- (1) 現金(証券)出納簿
- (2) 入札保証金出納簿
- (3) 保管有価証券出納簿
- (4) 備品出納簿
- (5) 消耗品出納簿
- (6) 拾得等物品出納簿

(指定金融機関の帳簿)

第198条 指定金融機関は、資金預金勘定整理簿を備え、かつ、収納金・支払金異動報告書を整理しておかなければならない。

(補助簿の備付け)

第199条 この章に規定する帳簿のほか、必要があるときは、会計管理者と協議のうえ、補助簿を備えることができる。

第12章 補則

(資金管理)

第200条 会計管理者は、歳計現金(一時借入金を含む。)、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の計画的かつ効率的運用を図るものとする。

2 会計課長は、前項に規定する現金の計画的かつ効率的運用を図るため、必要に応じ、収入及び支出の見込み、実績等について報告を徴し、又は実地調査をすることができる。

(首標金額の表示等)

第201条 収入及び支出に関する書類における首標金額の表示については、アラビア数字を用い、その金額の前に「¥」の符号を併記しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 首標金額は、訂正してはならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(帳簿書類の訂正)

第202条 財務に関する帳簿その他の書類の記載事項を訂正し、又は削除するときは、その部分に訂正し、又は削除した文字を読むことができるような二線を引き、

その右側又は上側に正書して、訂正し、又は削除した者が、その部分に印を押さなければならない。ただし、当該財務に関する帳簿その他の書類が電磁的記録で作成される場合その他管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(公印等の届出)

第203条 会計管理者は、職及び氏名並びに出納事務に使用する公印の印影を指定金融機関に届け出なければならない。

(証拠書類の保存期間)

第204条 この規定に定める帳簿、証拠書類その他の書類の保存期間は、会計管理者が別に定めるところによる。

(様式)

第205条 この規則に定める帳簿その他の書類の様式は、会計管理者が別に定める。

(その他)

第206条 この規則に定めるもののほかについては埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）の例による。

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日規則第4号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日規則第1号）

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

ただし、別表第2備考3の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月30日規則第4号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。